

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年葉山町条例第28号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和元年 6 月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び同法施行令(昭和48年政令第374号)の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年葉山町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント」を「無利子」に改める。

第 15 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 2 項ただし書中「貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも」を削り、「ができる」を「を妨げない」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害から適用する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 災害援護資金における据置期間経過後の利率を無利子とすることとした。
- ( 2 ) 災害援護資金の償還方法について、半年賦償還及び月賦償還を追加することとした。
- ( 3 ) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害から適用することとした。

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年4月30日条例第28号</p> <p>(利率) 第14条 災害援護資金は、<u>無利子</u>とする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>繰上償還をすることを妨げない</u>。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年4月30日条例第28号</p> <p>(利率) 第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる</u>。 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>